

Answer 2

特掲診療料の施設基準

第 77 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術

- (1) 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術を行う専用の室を備えているとともに、患者の緊急事態に対応するため緊急手術が可能な手術室を有していること。
- (2) 担当する医師が**常時待機(院外での対応も含む。)**しており、腎・尿管結石の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が**2名以上**配置されていること。

働き方改革関連法

2019年(平成31年)4月1日順次施行

1.時間外労働の上限規制の導入

2.長時間労働抑制策・年次有給休暇取得の一部義務化

3.フレックスタイム制の見直し

4.企画型裁量労働制の対象業務の追加

5.高度プロフェッショナル制度の創設

6.勤務間インターバル制度の普及促進

(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法改正)

7. 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法・じん肺法改正)

施設基準

関係法令（健康保険法、医師法、医療法、薬事法）
と省令（療養担当規則）



働き方改革関連法

関係法令 8本の労働法